（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第五十七条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第五十八条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第七条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「及び」の下に「第二項第一号並びに」を加え、「第九号に」を「第九号及び第十三条第二項第一号に」に改める。

第十三条の見出しを「（変更等の届出）」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一　法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人　当該認証紛争解決事業者

二　個人である認証紛争解決事業者　当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三　個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人　当該認証紛争解決事業者

（信託法の一部改正）

第五十九条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五十六条第一項ただし書中「ただし、」の下に「第二号又は」を加える。

第百二十四条第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五章　財務省関係

（税理士法の一部改正）

第六十条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第六号ロ中「第四条第四号から第十一号まで」を「第四条第三号から第十号まで」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第十号」を「第九号」に改める。

（酒税法の一部改正）

第六十一条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、同条第十号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第六十二条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の九第二項第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

（通関業法の一部改正）

第六十三条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（たばこ事業法の一部改正）

第六十四条　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十三条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　その他財務省令で定めるとき。

第十七条第八号及び第二十二条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第二十三条第五号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第六号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第七号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第一項中「第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　その他財務省令で定めるとき。

第三十一条第四号中「、第二十九条又は第三十条」を「又は前二条」に改め、同条第六号中「破産者となつた」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第十一号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第五十二条中「第十五条」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「第三十条」を「第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項」に改める。